

(趣旨)

第1条 この要綱は、市に住所を有する者で、市外学校等に在学する児童生徒の保護者に対し、学校給食に係る経費等(以下「学校給食費等」という。)を予算の範囲内において助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的として、市が交付する山県市市外学校等給食費等助成金(以下「助成金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市外学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)又は特別支援学校(小学部及び中学部)で市立学校以外のものをいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 学校給食費等 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費又は学校給食費に相当する費用をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市外学校等に在学する児童生徒
 - (2) その他市長が認める児童生徒
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けているとき。
 - (2) 学校給食費を滞納しているとき。
 - (3) 児童生徒が在学する市外学校等において、学校給食が実施されていないとき。
 - (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条の規定による保護者が負担すべき学校給食費の全額支給を受けているとき。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、児童生徒の保護者が申請日の属する年度の前年度の4月から3月までに負担した学校給食費相当額で、国が定める学校給食費の抜本的負担軽減のための給食費負担軽減交付金における完全給食の基準額に、学校給食の提供を受けた月数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定に関わらず、特別支援学校に在学する児童生徒に係る助成金の額は、同項に定める額を上限とし、保護者の実費負担額とする。ただし、国又は地方公共団体等から当該給食費に対する扶助、補助又は援助を受けた場合は、その額を控除した額とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、市長が別に指定する日までに、山県市市外学校等給食費等助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別支援学校以外の市外学校等に在学する場合は、第2号に掲げる書類を省略することができるものとする。

- (1) 市外学校等への在学を証明する書類
- (2) 学校給食費支払証明書(様式第2号)又は支払った学校給食費の内訳及び金額が分かるもの

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、山県市市外学校等給食費等助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、その交付した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。

(令和4年度分の助成金の額の算定)

2 令和4年度分の助成金の額の算定は、保護者が現に負担した令和4年度分の年間学校給食費に12分の7を乗じて得た額から、令和4年度の特別支援教育就学奨励費の額に12分の7を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則(令和6年3月29日告示第73号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日告示第74号)
この告示は、令和8年4月1日から施行する。
様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)
山県市市外学校等給食費等助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

山県市長 様

住所

申請者(保護者)氏名

電話

年 月 日付け 号にて交付決定を受けました山県市市外学校等給食費等助成金について、山県市市外学校等給食費等助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付決定された場合は、交付決定金額を下記の口座に振り込むよう請求します。

記

フリガナ			保護者との続柄	
児童生徒の氏名				
生年月日				
学校名			学年	第 学年
特別支援学校に在学の場合の確認事項	(特別支援学校に在学している場合のみ、該当する項目に☑を付けてください。) 特別支援教育就学奨励費について ☐ 受けた (☐ 全額 ・ ☐ 半額) ☐ 受けていない ※全額支給を受けている場合は、申請できません。			

助成金振込先口座(申請者(保護者)の口座を記入してください。) ※ゆうちょ銀行を除く

金融機関名			銀行・信用金庫・信用組合・農協			
支店名			種別	普通 ・ 当座		
フリガナ			口座番号			
口座名義						

同意書(チェック欄に☑を入れてください。)	
☐ 学校給食費助成金に係る確認審査のため、私及び当該児童生徒の住民基本台帳や特別支援教育就学奨励費の受給状況等の必要事項について担当部署又は学校に照会することに同意します。	

添付書類	☐ 市外学校への在学を証明する書類 ☐ 【特別支援学校に在学している場合のみ】 学校給食費支払証明書(様式第2号)または支払った給食費の内訳及び金額が分かるもの
------	--

様式第2号(第5条関係)

山県市長 様

学校給食費支払証明書

児童生徒氏名		
学 年		
保 護 者	住所	
	氏名	
学校給食費 (年額) A	円	
特別支援教育就学奨励費による減額の有無	有 ・ 無	
特別支援教育就学奨励費による減額分 B		
給食費支払額 (保護者負担額)	(A - B) 円	

学校給食費の支払状況について、上記のとおり証明します。

年 月 日

学校名 _____

代表者氏名 _____ 印

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

山県市長

山県市市外学校等給食費等助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請がありました山県市市外学校等給食費等助成金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、山県市市外学校等給食費等助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
(年 月 ～ 年 月分)
- 2 却下の理由